

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

申立期間当時は大学生だった。国民年金の加入手続は母親が行っていたが、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。当時、納付書が送られてきて、母親は毎月きちんと納付していたはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母が納付したと申述しているところ、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料が全て納付されていることが確認できる。

また、申立人の母は、申立期間当時、申立人の弟の国民年金保険料もA銀行B出張所において納付していたと申述しているところ、その弟の国民年金保険料の未納期間は無い上、自身の国民年金の未納期間も無いことから、国民年金に対する納付意識は高かったものと考えられ、その母が1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 45 年 7 月末で会社を退職した後に、国民年金の加入は大切なことと考え、国民年金の加入手続を行い、結婚後も任意加入で保険料を納付しその後は付加保険料も納付した。

昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納と記録されているが、49 年 10 月から付加保険料を含めて保険料の納付を開始し、54 年 4 月からは付加保険料も含めて前納しているにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 45 年 7 月末に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行い、49 年 10 月以降は付加保険料を含めて保険料を納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 45 年 10 月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録によると、46 年 11 月から任意加入していることが確認できることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間の前後の期間は付加保険料も含め納付済みとなっている上、申立人が 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

さらに、申立期間直前の昭和 49 年 10 月及び同年 11 月、申立期間後の 51 年 4 月から 52 年 3 月までについては、当初未加入期間又は未納期間とされていたものが、申立人が社会保険事務所（当時）に照会した結果により、平成 5 年 3 月 15 日に付加保険料を含めた納付済期間に訂正されたも

のであり、行政の記録管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 48 年 10 月まで  
② 昭和 49 年 4 月及び同年 5 月  
③ 昭和 49 年 6 月から 53 年 11 月まで

私は、昭和 45 年 4 月に結婚をして、A 市役所で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してきた。平成 2 年に夫が独立して社会保険からはずれ、立ち上げた新しい会社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの数か月間も国民年金への加入手続をして保険料を納付し、空白期間が無いようにしてきた。申立期間当時は、1 年を 4 期に分けて 3 か月分ずつの納付書による保険料の納付方法であったが、昭和 53 年 11 月以前の期間において国民年金保険料が 5 か月間のみ納付済みとなっていて、申立期間①及び③が未加入、申立期間②が保険料未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、昭和 48 年 11 月に国民年金に任意加入し、申立期間直前の 49 年 3 月まで国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。また、申立人が同年 6 月 4 日に任意加入の資格を喪失するまでの 2 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 45 年 4 月に結婚して A 市役所で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関する記憶が明確で

なく、これらの状況が不明である。

また、申立期間①当時、申立人は、厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者であることから国民年金への加入は任意であったところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する年金手帳には、申立人が同年同月2日に任意加入して資格を取得したことにより初めて国民年金に加入したことが記載されており、その記載内容はA市の国民年金被保険者記録簿及びオンライン記録と一致していることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、未納期間が無いように保険料を納付してきたとしているが、申立人の所持する年金手帳には、上記1のとおり、昭和49年6月4日に国民年金の任意加入の資格を喪失したこと、及び53年12月15日に再度国民年金へ任意加入し資格を取得したことが記載されており、これはA市の国民年金被保険者記録簿、B市（現在は、C市D区）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることから、申立期間③は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、A市の国民年金被保険者記録簿には、「資格喪失；49.6.4」、「取得区分；任意」と記載され、B市の国民年金被保険者名簿には、「資格取得；53.12.15」、「再取得・任意」、の記載とともに「付加年金加入申出年月日；53.12.15」と記載されており、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から44年3月まで

昭和42年11月に、私の夫がA市役所に婚姻届を提出した際に、同市役所職員から勧められ私の国民年金の加入手続を行い、併せて、同市役所にまとめて保険料を納付してくれた。年金手帳の申立期間の検認欄には、既に保険料が納付済みとなっているから「納付不要」の印が押されているのである。申立期間が未加入期間及び未納期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間については、申立人は、その夫が昭和42年11月にA市役所に婚姻届を提出した際に、同市役所職員から勧められ申立人の国民年金の加入手続を行い、併せて、同市役所に保険料をまとめて納付してくれたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から44年4月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、44年1月から同年3月までの期間については、現年度納付が可能な期間であり、3か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和42年6月から43年12月までの期間については、オンライン記録によると、申立人は、その夫の厚生年金保険の資格喪失日である44年1月29日に国民年金被保険者資格を取得しており、当該期間は未加入期間であったと記録されており、国民年金保険

料納付書が発行されなかったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、昭和 42 年 6 月から 43 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人に交付された年金手帳の検認欄に「納付不要」の印が押されていることをもって、申立期間の保険料が納付済みとなっていると申し立てているが、「納付不要」の印は、国民年金の加入期間でなく保険料を納付することができない期間に対して押されるものであり、保険料が納付済みとなっていることを示すものではない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年3月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、42年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年3月から同年9月までは1万円、同年10月から39年4月までは9,000円、同年5月から40年9月までは1万2,000円、同年10月から41年9月までは1万6,000円、同年10月から42年1月までは1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月頃から42年3月頃まで  
年金事務所に自分の年金の記録を確認に行ったところ、若い時勤めたA株式会社の厚生年金保険の記録が無かった。同社には定時制の高校に通いながら勤務し、卒業と同時に退職したが、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が当該事業所において昭和38年3月26日に被保険者資格を取得し、申立人の基礎年金番号に統合されていない資格喪失日の記載が無い被保険者記録が確認できる。

また、当該被保険者名簿には、申立人について昭和41年10月1日の定時決定の記載がある上、申立人の同期入社と同僚は、「自分の方が早く辞めてしまったが、自分が在籍していた昭和42年1月25日までは、申立人は在籍していた。」と供述していることから、申立人は、同年2月頃まで

は、A株式会社に勤務していたと推認できる。

さらに、当該被保険者名簿の申立人欄に「1～2月頃喪失」、その下に二重線で抹消された「42 3月」との記載が確認できるところ、当該被保険者名簿において、申立人と同様に資格喪失日が記載されておらず、「12月頃喪失」と記載されている同僚のオンライン記録におけるA株式会社の資格喪失日は昭和41年12月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA株式会社において昭和38年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、42年2月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る事業所別被保険者名簿の記録から、昭和38年3月から同年9月までは1万円、同年10月から39年4月までは9,000円、同年5月から40年9月までは1万2,000円、同年10月から41年9月までは1万6,000円、同年10月から42年1月までは1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和42年2月1日から同年3月頃までの期間については、申立人のB共済年金加入記録によると、同年3月1日にB共済年金の資格を取得していることが確認できる上、当時の人事課長及び同僚からも、当該期間における申立人の勤務実態の具体的な供述が得られず、このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、昭和42年2月及び同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 62 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 3 月から 62 年 7 月まで株式会社A及びそのグループ会社に継続して勤務していた。62 年 5 月 1 日付けで株式会社Aから株式会社Bへ異動になったが、退職して再就職したわけでもないのに、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、株式会社A及び株式会社Bから提出された人事記録により、申立人は、申立期間前後を含めて株式会社A及び株式会社Bに継続して勤務し（昭和 62 年 5 月 1 日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和 62 年 3 月のオンライン記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和 62 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っ

ておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成2年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月31日から同年6月1日まで  
平成2年6月1日付けで、株式会社Aから同社の関連会社の株式会社Bに出向したが、同年5月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。両社における勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が株式会社A及び同社の関連会社の株式会社Bに継続して勤務し（平成2年6月1日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成2年4月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付され

るべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月22日から同年12月1日まで  
昭和40年9月にC株式会社（現在は、株式会社B）に入社し、42年3月に退職するまでD職として継続勤務していた。申立期間は株式会社Aに勤務していたので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後にC株式会社及び株式会社Aに勤務していた複数の同僚の供述から、申立人は、C株式会社及び関連会社であった株式会社Aに継続して勤務し（C株式会社から株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録等が保管されておらず不明であるが、昭和40年10月22日にE支店に異動したとする同僚は、申立人も同様に異動したとしており、複数の同僚が、E支店に勤務すると所属会社は株式会社Aになるとしていることから判断して、40年10月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和40年12月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで  
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

年金事務所から、A株式会社に勤務していた期間のうち、同社がC区からD区に移転した時期（申立期間①）と、D区からE市に移転した時期（申立期間②）について、厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①及び②を被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた3人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主は、申立期間①は、会社がC区からD区に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が、事業

所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間①において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間①に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立期間①においてA株式会社は適用事業所ではないとされているが、複数の同僚が、申立事業所では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間①において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和36年7月の記録から、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた3人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答しているほか、現在の事業主は、申立期間②は、会社がD区からE市に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が、事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間②において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間②に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立期間②においてA株式会社は適用事業所ではないとされているが、複数の同僚が、申立事業所では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間②において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和37年10月の定時決定に係る記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①及び②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとしていることから、社会保険事務所では、申立人の申立期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 5048 (事案 3743 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から53年3月まで  
申立期間の国民年金については、母が加入手続や保険料の納付をしてくれた。勤めていた会社に手帳を提出していたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとするその母は、高齢のため申立人の国民年金の加入手続等については覚えておらず、申立人も国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況等が不明であること、オンラインによる氏名検索等を行ったが、申立人に国民年金に加入していた形跡は見当たらないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等の提出はないが当委員会の決定に納得がいかないとして再申立てを行っている。しかし、当委員会で申立内容について、再度氏名検索等の調査をしたものの、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない上、申立人から納付を裏付ける具体的な証言も得られず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に結婚と同時に A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）に行き、国民年金の加入手続を行った。当時、市役所の窓口の方から遡って国民年金保険料を納付することができると言われ、遡れるだけ遡って保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 60 年 3 月に結婚と同時に市役所に行き、国民年金の加入手続を行った際に、市役所の窓口の方から、「遡って国民年金保険料を納付することができる。」と言われ、遡れるだけ遡って保険料を納付した記憶があると申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 5 月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は、上記の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時点で、保険料の納付が可能である昭和 61 年 4 月以降分の保険料を納付している記録となっており、申立人はこのことと、申立期間の保険料納付を混同していた可能性も否定できない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年1月までの期間及び50年3月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年1月まで  
② 昭和50年3月から54年3月まで

昭和44年3月に株式会社Aに入社して厚生年金保険に加入し、同社退職後の48年9月に結婚するために、B市からC市に引っ越してきた。これを機会に、C市役所D出張所で国民年金の加入手続きを行い、夫婦でそれぞれ国民年金保険料を納付してきたが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月にC市役所D出張所で国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人で国民年金保険料を納付してきたとしているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年6月頃にC市において夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び申立期間②のうち50年3月から52年3月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年4月から54年3月までは保険料を遡って納付することができる期間であるが、申立人夫婦は、「国民年金保険料を過去に遡って納付したことはない。」と申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から54年3月まで

昭和48年9月に結婚することになり、それまで国民年金に加入しておらず親からも勧められたので、これを機会にA市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、夫婦でそれぞれ国民年金保険料を納付してきたが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月にA市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、夫婦でそれぞれ国民年金保険料を納付してきたとしているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年6月頃にA市において夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち48年9月から52年3月までは時効により保険料を納付することができない期間であり、同年4月から54年3月までは保険料を遡って納付することができる期間であるが、申立人夫婦は、「国民年金保険料を過去に遡って納付したことはない。」と申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は67月と長期間であり、行政（A市）において、これだけ長期間にわたって申立人の国民年金の記録管理に不備があったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 5055（事案 1699 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 12 月に国民年金と併せて付加年金に加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの間、ずっと保険料を納付していた。58 年 4 月 15 日に私が国民年金の任意加入をやめた記録となっているが、任意で国民年金に加入しているのに自ら加入をやめる手続をするはずがない。申立期間については、2 か月又は 3 か月ごとに、A 銀行（現在は、B 銀行）で保険料を納付していた。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、昭和 52 年 12 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで、保険料を納付しており、58 年 4 月 15 日に自らやめる手続をするはずがないと申し立てているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録には、申立人が同年同月同日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し付加年金が非該当となった記録が確認できることから、申立人が当該日に任意加入被保険者の資格喪失の申出を行ったと推認されること、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、資格喪失年月日が年金手帳に記載された経緯について疑問があるとして、申立人名義の年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の年月日の筆跡に関する筆跡鑑定所見書を提出しており、

当該筆跡鑑定所見書では、「被保険者でなくなった日」欄の「58 4 15」の筆跡と「被保険者となった日」欄の「61 4 1」の筆跡が同一人による筆跡となる可能性が強いとしている。この鑑定結果からすると、当該両日付が記載された時期は、申立人が第3号被保険者資格を取得したとされる昭和61年4月前後であると推認されるものの、このことは58年4月15日に申立人が被保険者資格を喪失したことを否定するものではなく、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示すものでもないと考えられる上、前回同様、今回の申立人の申述においても、申立人から保険料納付を裏付ける具体的な証言は得られておらず、これまでに収集した資料等を含めて再度調査検討したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から44年5月まで

私は同居の兄に勧められて国民年金に加入しようと思っていたところ、昭和43年5月頃、50歳代の男性が兄宅に来て国民年金の加入手続をし、その後年金手帳が届けられた。保険料は当時、甥の世話に兄宅に来ていた兄嫁の母（別居）に頼んで（現金と納付書を渡して）役場に納めに行ってもらった。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和43年5月頃、50歳代の男性が自宅に来て国民年金の加入手続をし、その後年金手帳が届けられた。保険料は当時、甥の世話に兄宅に来ていた兄嫁の母（別居）に頼んで（現金と納付書を渡して）役場に納めに行ってもらった。」と申述しているが、A町役場（現在は、A市役所）では「43年5月から44年5月までは役場窓口で加入手続と年金手帳交付をしていた。」としている上、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であることから、申立人の申述は当時の取扱いとは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和45年4月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録によると、申立人の資格取得年月日は厚生年金保険被保険者資格喪失日の同年2月19日となっており、申立期間は未加入期間とされていることから、国民年金保険料は納付できなかったと考えられる上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年頃から平成 7 年 9 月頃まで

私は、A株式会社で働いていた昭和 63 年頃から平成 7 年 9 月頃までの間、給与から厚生年金保険料が天引きされていたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に対し、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したところ、同社は、当時の資料が存在しないため期間の特定はできないものの、申立人が同社で仕事をしていたことは間違いないが、申立人は、B契約であったので、厚生年金保険には加入させていないとしている。

また、A株式会社では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除等については不明であるが、前述のとおり、B契約であったので、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していないと思うとしており、同僚からも事業主による申立人の保険料控除について供述を得られなかった。

さらに、A株式会社のオンライン記録（職歴審査照会回答票）には、申立人の氏名は無く、申立期間における整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の国民健康保険被保険者加入記録をC市役所に照会したところ、申立人は、申立期間を含む昭和 62 年 4 月 1 日から平成 22 年\*月\*日（75 歳に到達する日の翌日）まで、同市の国民健康保険の被保険者

期間であるとの回答がある上、オンライン記録によると、申立人は、昭和60年2月1日から平成7年10月14日まで国民年金に加入しており、かつ、当該加入期間において、国民年金保険料納付、保険料申請免除の記録が確認できる（未納となっている昭和60年2月から61年9月までの期間及び62年4月から同年6月までの期間を除く。）。

このほか、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで

昭和 39 年 4 月 1 日から 45 年 8 月 1 日までの期間において株式会社 A に勤務したが、申立期間の被保険者記録が無い。当時、船員保険の被保険者証を持っていた記憶があり、株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所となった同年 5 月 1 日頃に、船員保険から厚生年金保険への切替手続を、同僚とともにした記憶があるので、この期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社 A に勤務し、船員保険の被保険者として、保険料を給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、船員保険の被保険者は、船員として船舶所有者に使用されている者に限られているところ、船員保険に係る船舶所有者所在地一覧表に、株式会社 A の記録は見当たらない上、申立人は、申立期間において、船員ではなかったとしており、申立人が船員保険の被保険者であったとは考え難いことから、事業主により船員保険料を給与から控除されていたとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。